

議案第 5 4 号

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 8 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4～5 省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>4～5 省略</p>

参考

2 (職員) 第十条 (略)	改 正 後	2 (職員) 第十条 (略)	改 正 前
----------------------	-------------	----------------------	-------------

○厚生労働省令第四十六号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後
 児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年三月三十日 厚生労働大臣 加藤 勝信
 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の
 一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者</p> <p>五 九 (略)</p> <p>十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認められたもの</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 九 (略) (新設)</p> <p>4・5 (略)</p>
---	--

附 則
 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。